

E i w a N e w s

義援金等に関する税務上の取扱いについて

平成 23 年 4 月
(No. 069)

このたびの東日本大震災により被災された方々に、謹んでお見舞い申し上げます。
被災地における一日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

日本中、そして海外からも、被災地の方々への支援の輪が広がっています。
今回は、そのひとつである義援金につきまして、これを支出した場合の税務上の取扱いをお知らせいたします。

[1] 個人の場合の取扱い

個人が義援金等を寄附した場合に、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば、寄附金控除の対象となります。

寄附金控除の額は、次の算式によって計算します。

特定寄附金の額の合計額 － 2 千円

所得税の計算において、上記の金額が所得金額から控除されます。

(ただし、特定寄附金の額の合計額は、所得金額の 40%相当額が限度です。)

[2] 法人の場合の取扱い

1. 義援金等の寄附

法人が義援金等を寄附した場合に、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」(国等に対する寄附金)、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。

2. 被災された取引先に対する災害見舞金

被災した取引先に対し、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等に該当せず損金の額に算入されます。

3. 自社製品を被災者に提供した場合

不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入されます。

[3] 寄附金の範囲

個人の「特定寄附金」、法人の「国等に対する寄附金」「指定寄附金」には、次に掲げる義援金等が該当します。

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO 活動支援のための募金」として直接寄附した義援金等
- ⑤ ①から④以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

[4] 手続き

1. 個人（所得税）

確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類を確定申告書に添付する必要があります。

2. 法人（法人税）

確定申告書の別表 14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類を保存する必要があります。

また、取引先に災害見舞金等を支出した場合に、領収書の発行を求め難いときには、帳簿書類に支出先の所在地、名称、支出年月日を記録している場合には、これが認められます。

3. 寄附したことを証する書類

- ① 県災害対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領証
- ② 日本赤十字社等が発行する受領証又は募金団体の預り証

なお、日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座、中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」及び「地震災害におけるボランティア・NPO 活動支援のための募金」口座への寄附金については、郵便振替で行った場合の半券（受領証）や銀行振込で行った場合の振込票の控えをもって寄附したことを証する書類として差し支えありません。

また、募金団体への寄附の場合には、上記の半券や振込票の控えと併せて、募金要綱、募金趣意書、新聞報道、募金団体のホームページの写しなどその口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料をもって、その団体の発行する預り証に代えることができます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。